

写し

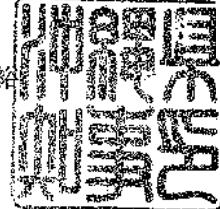
許可番号第04722054642号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 沖縄県うるま市字州崎8番地2  
氏 名 拓南商事株式会社 代表取締役 川上 哲史  
(法人あつては、該取締役の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 令和5年(2023年) 7月22日  
許可の有効年月日 令和10年(2028年) 7月21日

1. 事業の範囲

中間処理

(破砕) : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
(熱分解) : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず  
(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物  
を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

破碎施設 (一次破碎機: FNS-6080-1500、二次破碎機①: KR-200、二次破碎機②: KR-150)

設置場所: 沖縄県うるま市字州崎8番2

設置許可年月日: 平成10年6月8日 (許可番号: 第960052号)

処理能力: 723 t/日 (24時間)

変更許可年月日: 令和元年8月29日

設置許可番号: 第960126号

熱分解施設

設置場所: 沖縄県うるま市字州崎8番28、8番29

設置年月日: 平成22年1月8日

処理能力: 56.25 t/日 (24時間)

保管施設1-① (一次破碎機に係る産業廃棄物・屋外)

設置場所: 沖縄県うるま市字州崎8番2

(紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)

: 保管面積 110m<sup>2</sup> 保管容量 275m<sup>3</sup> 保管高さ 5.0m

保管施設1-② (一次破碎機に係る産業廃棄物・屋外)

設置場所: 沖縄県うるま市字州崎8番2

(紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)

: 保管面積 54m<sup>2</sup> 保管容量 54m<sup>3</sup> 保管高さ 3.0m

保管施設2 (二次破碎機に係る産業廃棄物・屋外屋根付き)

設置場所: 沖縄県うるま市字州崎8番2

(シルッダータスト): 保管面積 220m<sup>2</sup> 保管容量 717m<sup>3</sup> 保管高さ 6.5m

保管施設3 (二次破碎機に係る産業廃棄物・屋内)

設置場所: 沖縄県うるま市字州崎8番25

(シルッダータスト): 保管面積 173m<sup>2</sup> 保管容量 751m<sup>3</sup> 保管高さ 6.7m

(以下、裏面に記載)

( 裏面 )

保管施設5 (一次破碎機に係る産業廃棄物・屋内)

設置場所：沖縄県うるま市字州崎8番25、8番26

(シェッダースト)：保管面積 292m<sup>2</sup> 保管容量 1,551m<sup>3</sup> 保管高さ：5.4m

保管施設9 (一次破碎機に係る産業廃棄物・屋外)

設置場所：沖縄県うるま市字州崎8番2

(紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)

：保管面積 73.7m<sup>2</sup> 保管容量 144m<sup>3</sup> 保管高さ：2.6m

保管施設11 (一次破碎機に係る産業廃棄物・屋外)

設置場所：沖縄県うるま市字州崎8番2

(紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)

：保管面積 120m<sup>2</sup> 保管容量 91m<sup>3</sup> 保管高さ：1.1m

3. 許可の条件

- (1) 施設稼働に伴う排ガス、悪臭による施設周辺への影響について調査し、影響がある場合は必要な対策を講じること。
- (2) 環境保全上の支障が生じた場合には、原因を究明し、誠意を持って必要な対策を講じること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年7月22日 新規許可

令和5年7月22日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有  無

事務所の所在地：沖縄県うるま市字州崎8番地2

事業場の所在地：沖縄県うるま市字州崎7番37、7番40、7番41、8番2、8番25、8番26、8番27、8番28、8番29、8番32、8番33